

資格検定 NEWS

業務遂行のための資格と技量評価のための資格

資格検定には、安全衛生の観点から、作業者が身につけていなければならない資格と、作業者の技量を証明する資格があります。

高度な技量を持った F1 レーサーやゴーカートの競技者であっても、公道を運転するには、運転免許証の取得が必要です。安全衛生の知識がなければ、優れた技量も発揮する機会がありません。

業務遂行のための資格

アーク溶接等の業務に係る特別教育

労働安全規則第36条第3号の業務 ⇒ 安全衛生特別教育規程第4条に基づく教育

事業者は、アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられている。

電気取扱い業務に係る特別教育(低圧電気)

労働安全規則第36条第4号の業務 ⇒ 安全衛生特別教育規程第6条に基づく教育

事業者は、低圧(直流にあっては 750v 以下、交流にあっては 600v 以下)の充電回路の敷設若しくは修理の業務又は 配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられている。

ガス溶接技能講習

可燃ガスであるアセチレンガス等及び支燃ガスである酸素を使用して行うガス溶接等の作業に従事する方は、正しい溶接装置等の取扱い・点検・管理・作業について労働安全衛生法に基づく技能講習を修了しなければならないことが義務付けられている。

技量評価のための資格

電気工事士

電気工事の欠陥による災害の発生を防止するために、電気工事士法によって一定範囲の電気工作物について電気工事の作業に従事する者の資格が定められている。

電気工事士の資格には、免状の種類により第一種電気工事士と第二種電気工事士があり第一種電気工事士にあっては一般用電気工作物及び自家用電気工作物(最大電力 500 キロワット未満の需要設備に限る)の、第二種電気工事士にあっては一般用電気工作物の作業に従事することができる。

自家用電気工作物で最大電力 500 キロワット未満の需要設備におけるネオン用の設備及び非常用予備発電装置の電気工事(特殊電気工事)は、特種電気工事資格者認定証の交付を受けているものでなければ、第一種電気工事士の資格があっても従事できない。

溶接

溶接技能者の技量は、溶接の対象となる構造物などの品質を左右する重要な要素であり、溶接技能者の資格は、構造物などの製作にあたり適用法規、発注仕様書などによって要求されている。

日本溶接協会が、JIS、WES などの検定試験規格にもとづいて評価試験を全国各地で行い、資格認証している。

日本溶接協会の溶接技能者資格には、対象材料と溶接方法によって区分された次の資格がある。(以下に一部のみ紹介)

資格名称	対象材料	溶接方法	適用規格
手溶接 (アーク溶接)	炭素鋼	被覆アーク溶接 ティグ溶接 ティグ溶接と 被覆アーク溶接との 組合せ	JIS Z 3801 WES 8201
手溶接 (ガス溶接)	炭素鋼	ガス溶接	JIS Z 3801 WES 8201
半自動 溶接	炭素鋼	マグ溶接 ティグ溶接とマグ溶接 との組合せ セルフシールドアーク 溶接	JIS Z 3841 WES 8241

